

島根県文化財保存活用大綱（案）に係るご意見の要旨と県の考え方について

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 1 | 序章 終章 | 序章や終章には、①情報化、デジタル機器等の急速な進展、②新型コロナウイルスによる時代の変化、③人口減少による時代の変化、のような観点から文化財行政の基本認識や展望を記述する必要があるのではないか。 | ご意見のあった①は、文化財の基本情報のデータベース化やウェブでの情報発信、ICT技術の活用などにより、取り組みます。（第2章-3-(1)） ②は、終章に記載したとおり、現在が時代の大きな転換期であるため、大綱に示した様々な取組の中で、時代の変化や要請に応じた対応を行ってまいります。 ③は、地域の人口減少等に伴い文化財の保存継承が難しくなっている現状を踏まえ、第2章-2-(3)担い手・後継者の育成への支援、(4)地域住民や民間団体との連携の中で具体的事業に取り組みます。 |
| 2 | 全体 | ・島根県の概要を知る上でとてもわかりやすく、この部分だけでも多くの人の目に留まるようにしてもらえるとよい。 ・大綱にあるような文化財の保護、継承は、全ては叶えられないと思う。最終的には、地域住民がどれだけ主体的に行動できるかにかかってくると思う。価値あるものを次世代に残すには、地域住民が中心となり地元企業、自治体などと一緒に頑張るほかないと思う。その為にも、一人でも多く人にこの大綱が広まる事が必要ではないか。 | 島根県文化財保存活用大綱及び大綱の内容をわかりやすくまとめた概要版を県のホームページで公開するほか、公共施設や各市町村の公民館等で概要版を配布するなどして、多くの県民の皆様の目に触れることができるよう取り組みます。 |
| 3 | 文化財のデータベース 島根県統合型 GIS | ・各文化財をデータベース化し、わかりやすく公開することを検討してほしい。 ・島根県遺跡マップは、少々使い勝手が悪い。こうした既存システムの改善、周知、および利活用の促進に対する検討を行うべきである。 | 文化財をデータベース化や公開については、第2章-1-(1)文化財の総合的把握や(3)地域の自然や歴史・文化研究の推進の中で取り組んでまいります。 島根県遺跡マップの改善については、島根県統合型GISの所管部局と調整してまいります。 |
| 4 | 2 島根県の自然と歴史・文化 (3) 各地章の歴史・文化の特徴 | 各地方の歴史・文化財の説明にインパクトがほしい。特に、松江は京都・奈良と並ぶ国際観光文化都市です。その辺の記述はできないか。 | いただいたご意見については、第2章-3-(3)地域資源としての文化財の活用の取り組みを進める上での参考とさせていただきます。 |
| 5 | 4 文化財に関する諸課題 (3) 活用の現状と課題 | 「文化財の存在を知られていない」「価値や魅力が十分には理解されていない」とあるが、文化財の価値についての理解がされていないと感じる。 | 県民の皆様に文化財の価値や魅力をご理解いただくため、2章-1-(1)文化財の総合的把握や(4)文化財の調査研究成果の情報公開の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 6 | 4 文化財に関する諸課題 (3) 活用の現状と課題 | 「自然環境や歴史的背景を軸に繋げて活用していない」とあるが、歴史と日常を結びつけることで、文化財の概念をより多くの人に共感してもらうことができるのではないか。 | 県民の皆様に、地域の歴史や文化財と日常との関わりがご理解いただけるよう2章-1-(3)地域の自然や歴史・文化研究の推進や2章-3-(2)文化財の総合的・一体的な活用の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 7 | 【第2章】 1 文化財を知る、伝える | 文化財を活用した地域づくりという理念は共感できる。知ってもらうためには、若年層の情報収集手段を念頭に置いたSNSやブログなど受け手の発想での情報発信が必要だと思う。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開や第2章-3-(1)文化財を身近に感じ親しむ環境づくりの中で具体的事業に取り組みます。 |
| 8 | 1 文化財を知る、伝える | 市町村の文化財保護審議会や地域にある博物館・資料館との連携し、住民に身近な施設から積極的に情報発信・提供を行う指導助言を進めてほしい。 | 第2章-1-(2)(3)(4)、第2章-3-(4)の中で、各市町村と連携して取り組みます。 |

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------------------------------|--|--|
| 9 | 1 文化財を知る、伝える | 学校ではタブレットなどの端末配布も進んでいるので、子どもに分かりやすく気軽にアクセスできるデータベース化、VR等楽しんで学べる環境整備を進めてほしい。 | 第2章-1-(4)の中で、学校教育・社会教育の場での文化財の魅力発信を進める手段として検討してまいります。 |
| 10 | 1 文化財を知る、伝える | 島根県には貴重な文化財が数多くあるが、文化財行政に関わっている方々や一部マニアの方にしか、その魅力が伝わっていないのではないかと感じる。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開や第2章-3-(1)文化財を身近に感じ親しみ環境づくりの中で、県民の皆様に文化財の魅力が伝わるよう取り組みます。 |
| 11 | 1 文化財を知る、伝える | 古代出雲歴史博物館、八雲立つ風土記の丘、古代文化センター、埋蔵文化財調査センターなど、役割の違いが見えにくい。研究・広報など機能別に再編していく必要があるのではないかと。 | 県の文化財関係施設及び各施設の機能については資料4に記載しておりますが、これらの施設が相互に連携して県内の文化財の価値や魅力を伝えられるよう取り組みます。 |
| 12 | 1 文化財を知る、伝える | 島根県指定文化財や市町村指定の文化財の展示は、地域の文化財の価値を知ってもらう機会となると思う。移動展を開催してはどうか。また、移動展に併せて、自然や建造物等の見学会を開催してはどうか。 | 第2章-3-(1)文化財を身近に感じ親しみ環境づくりや、(3)地域資源としての文化財の活用の取り組みを進める上での参考とさせていただきます。 |
| 13 | 1 文化財を知る、伝える | 小中高生の修学旅行を、島根県内で実施すれば島根の自然・歴史・文化の豊富な郷土を知るきっかけになると思います。 | 第2章-1-(4)、第2章-3-(4)の取組の中で、市町村や学校と連携して取り組みます。 |
| 14 | 1 文化財を知る、伝える | 開発等に伴う遺跡の損壊現場を多く目にする。 ①教育委員会は事前に事業計画を把握し、計画的に余裕をもって遺跡・遺構の有無や状況を確認する。関係機関・団体・工事関係者への周知、協力要請は文書通知だけでは不十分である。 ②「保存と活用」の前段として遺跡の破壊を減らす対策が急務と考える。そのためにも、新たな文化財の把握、確認のための対策を検討してほしい。 | 第2章-1-(1)文化財の総合的把握の中で、島根県統合型GISの島根県遺跡マップ情報の随時更新に努めるとともに、市町村と連携して県民の皆様に広く活用いただけるよう広報を進めてまいります。 |
| 15 | 1 文化財を知る、伝える | 合併により旧町村所蔵の文献史資料等が放置状態で保管されている。また、各種調査報告書や書籍が教育委員会止めとなっている。これらは広く市民に活用されるべきである。 文献史資料等の整理、リスト作成とその公開、さらに、これら資料が図書館等で公開されるべきではないかと。 | 第2章-1-(1)文化財の総合的把握の中で、市町村と連携して各地域の文化財の把握及びデータベース化を進め、(4)文化財の調査研究成果の情報公開の中で、情報公開等を進めてまいります。 |
| 16 | 1 文化財を知る、伝える (2)文化財の調査研究の推進 | コミセン、公民館を中心に「ふるさと発見活動」的な取り組みへ支援する。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開や、第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用の取り組みを進める上での参考とさせていただきます。 |
| 17 | 1 文化財を知る、伝える (2)地域で取り組む調査研究の推進 | 「大学や地域の学校・博物館などと連携し、…」を「大学や地域の学校・博物館・ <u>公民館</u> などと連携し、…」のように公民館を追加してはどうか。 | ご意見を反映して、以下のとおり記述を修正しました。 (第2章-1-(2)-2)) (修正前) 大学や地域の学校・博物館などと連携し… (修正後) 大学や地域の学校・博物館・ <u>公民館</u> などと連携し… |
| 18 | 1 文化財を知る、伝える (4)文化財の調査研究成果の情報公開 | ふるさと教育の具体的な取組として「こども文化財サミット」(仮称)を催し、郷土、地域の文化財の価値をPRし合うディスカッションの企画などについて言及してはどうか。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開の取り組みを進める上での参考とさせていただきます。 |

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|--|--|--|
| 19 | 1 文化財を知る、伝える (4) 文化財の調査研究成果の情報公開 | 古代文化センター・埋蔵文化財調査センターの視察も広く受け入れ、県民の認知を高める取組が必要ではないか。 | 埋蔵文化財調査センターでは、小中学校の課外授業等を受け入れており、児童生徒の皆様に県で発見された出土品などを見たり触ったりする体験をしていただいております。今後も引き続き受け入れを行い、鳥根の文化財の本物の魅力を学んでいただきたいと考えております。 |
| 20 | 1 文化財を知る、伝える (4) 文化財の調査研究成果の情報公開 | 史跡等での祭り・イベントなどに、中学生のボランティア活動を誘致する取組を行ってはどうか。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開、第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用の取り組みを進める上での参考とさせていただきます。 |
| 21 | 1 文化財を知る、伝える (4) 文化財の調査研究成果の情報公開 | 小学校の授業に、地元の史跡等への現地視察・体験授業を取り入れ、実際に本物に触れる体験を行ってはどうか。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開の中で、「心に残る文化財子ども塾」事業などを通じて、学校周辺の史跡などの見学や、出土品に触れる機会の創出に努めてまいります。 |
| 22 | 1 文化財を知る、伝える (4) 文化財の調査研究成果の情報公開 | 高校の部活動に「ふるさと体験部」とか「文化財研究部」のような部活を各学校で創設し、生徒が活動できる場を設けてはどうか。 | 県内の高校では、神楽部や社会部など地域の文化財に関連する部活動を行っているところもあります。第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開や、第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用の中で、こうした取組がさらに進むよう努めてまいります。 |
| 23 | 2 文化財を守る、つなげる | 定住対策や雇用対策担当部局と連携し、伝統文化後継者に優先的に就職先が確保されるなど何らかのインセンティブを用意してはどうか。 | いただいたご意見につきましては、第2章-2-(3)担い手・後継者の育成への支援を進める上での参考とさせていただきます。 |
| 24 | 2 文化財を守る、つなげる | 地域での記録保存の手法について、情報提供、先進的取組の紹介を具体的に行ってほしい。 | 第2章-1-(2)文化財の調査研究の推進、(3)文化財の調査研究成果の情報公開の中で、取り組んでまいります。 |
| 25 | 2 文化財を守り、つなげる | 市町村に文化財を巡回チェックする「文化財パトロール隊」を結成してはどうか。災害発生時には、報告してもらう。人材育成や後継者育成も行い、小中学生を中心に「夏休みこどもパトロール隊」を結成して、大人との交流もはかる。 | 第2章-2-(4) 地域住民や民間団体との連携、(5)文化財保護体制の充実を進める上での参考とさせていただきます。 |
| 26 | 2 文化財を守り、つなげる | 鳥根県内の文化財が高齢や相続などを理由に県外へ流出する恐れがある。そうならないような取組が必要ではないか。また、個人所有の文化財を手放される場合であっても、県や市町村などへ連絡いただきたい旨を示しておくべきではないか。 | 第2章-2-(2)適切な維持管理と保存修理の実施の中で、具体的事業に取り組めます。 |
| 27 | 2 文化財を守り、つなげる (3) 担い手・後継者の育成への支援 | 学習の延長線に就職まで見据えたプログラムが出来ないか。今後携わっていく場合の将来の形を示すことで、地元に残る、地元に関わり、将来の仕事としての一面も教育の中にあっても良い。 | いただいたご意見につきましては、第2章-2-(3)担い手・後継者の育成への支援、第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用を進める上での参考とさせていただきます。 |
| 28 | 2 文化財を守る、つなげる (3) 担い手・後継者の育成への支援 概要案 | 文化財の保護・保存の財源は国などが主であると思うが、財源に限りがあり、地域にも余剰がないのが現状である。民間との連携を取組に挙げているように、事業として文化財を活用し、企業利益を上げることで文化財の保護・保存に繋がる継続可能な取組ができるのではないか。 | 第2章-3-(2)文化財の総合的・一体的な活用、(3)地域資源としての文化財の活用の中で、文化財を地域資源として活用されるよう取り組めます。 |

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 29 | 全体 | SDG's が世界的に叫ばれており、国や企業が取り組みを始めている。その中でも質の高い教育（目標4）や、文化遺産および自然遺産の保護・保全の強化（目標11ターゲット4）とあるように、まずは島根県が先進的に官民で取組を始めてはどうか。 | 本大綱は県内の文化財の持続的な保存・活用を図ることを目的としており、本大綱の中で文化財保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、官民による各種取組が推進されるよう取り組んでまいります。 |
| 30 | 2 文化財を守る、つなげる (3) 担い手・後継者の育成への支援 | 文化財の保護活用を担う若い世代を育成するために、学校のクラブ活動や地域の伝承活動への支援について記述があるとよいのではないか。 | 第2章-2-(3)担い手・後継者の育成への支援、第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用の中で、取り組みます。 |
| 31 | 2 文化財を守る、つなげる (3) 担い手・後継者育成への支援 | 担い手・後継者の育成は、子どものころから文化財に親しませることが大事である。その時、子どもが自ら動き主体的・能動的に関わってくれるような手法等についての提案も必要ではないか。 | 第2章-2-(3)担い手・後継者の育成への支援、第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 32 | 2 文化財を守る、つなげる (3) 担い手・後継者の育成への支援 | 「公演の機会の確保に努める」とあるように、県として機会を設けることは重要である。実施にあたっては各団体の移動経費等の支援が必要だと思う。 | 第2章-2-(3) 担い手・後継者の育成への支援の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 33 | 2 文化財を守る、つなげる (4) 地域住民や民間団体との連携 | 「ガイドなどの団体等との連携を強める」とあるが、県内にある観光ガイドの会の交流会を実施してはどうか。お互い参考になり、活性化が図られると思う。 | 第2章-3-(2)文化財の総合的・一体的な活用、(3)地域資源としての文化財の活用を進める上での参考とさせていただきます。 |
| 34 | 3 文化財を活かす | 今までは展示されているところに向いて、見たり聞いたりすることが多かった。今後、積極的にネット配信やVR・ARを活用していくべきである。 | 第2章-3-(2)文化財の総合的・一体的な活用、(3)地域資源としての文化財の活用の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 35 | 3 文化財を活かす | 子どもが勾玉作りなどの体験活動と知識の習得をセットにした学習を行えば、より身近に考えることができると思う。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 36 | 3 文化財を活かす | 展示も、ジオラマ的な要素も入れた見せる展示も工夫すれば、より多くの人々が興味関心をもってもらえると思う。 | 第2章-3-(1) 文化財の身近に感じ親しむ環境づくりの中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 37 | 3 文化財を活かす (3)地域資源としての文化財の活用 | 地域資源としての文化財の活用をする主体が少ないと感じる。まずは多くの人に活用にはチャレンジする機会を用意し、地域から文化財活用への参加者を増やすことや、その支援について検討すべき。 | 第3章-2-(2)所有者等への支援の中で、地域から文化財活用への参加者が増加するよう、具体的事業に取り組みます。 |
| 38 | 3 文化財を活かす (4) 学校教育・社会教育との連携による文化財の活用 | 小中学校社会科の中で郷土の歴史や文化財を扱う単元を洗い出し、県の文化財を適切に教材に位置づけていく取組などについて記述してはどうか。 | 第2章-1-(4)文化財の調査研究成果の情報公開を進める上での参考とさせていただきます。 |
| 39 | 3 文化財を活かす (4) 学校教育・社会教育との連携による文化財の活用 | 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターの果たす役割について記述がないが、コーディネート役がないと、連携活動は広がらないように思う。 | 第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携による文化財の活用の中で、学校教育や社会教育の場で文化財の活用を図る際には、学校関係者や社会教育関係者との連携が欠かせないと考えておりますので、十分な連携を図りながら具体的事業に取り組んでまいります。 |

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 40 | 3 文化財を活かす (4) 学校教育・社会教育との連携による文化財の活用 | 歴史や城郭に詳しい若い世代にアピールするための取組について記述してはどうか。 | 第2章-3-(1)文化財を身近に感じ親しむ環境づくりの中で、島根県の歴史・文化を若い世代にもアピールできる取組を進めてまいります。 |
| 41 | 【第3章】 2 保存・活用に 関する支援 | 各市町村の地域計画に反映させるために、「計画策定だけでなく具体的な次の行動計画（目標、検証、スケジュール、支援策など）を策定すること」といった事項まで求められないか。 市町村への支援方針が示されているが、単なる計画づくりで終わらないよう、地域計画策定にあたってはより具体的に取り組むべき項目、地域、住民への支援体制などの項目も盛り込んだ方がよいのではないか。 | 第3章-2-(1)市町村への支援の中で、各市町村が作成する文化財保存活用地域計画に、文化財行政に関する具体的な行動計画を盛り込み、より実効性の高い計画となるよう、県が必要な助言・協力を行ってまいります。 |
| 42 | 2 保存・活用に 関する支援 (1) 市町村への 支援 | 文化財建造物の所有者の実情として、残したいけれども修理費用が捻出できず修理できない、放置すれば危険家屋として空き家対策の対象、人身事故の責任も負う可能性もある等、法制度の運用と現状に差があるように感じる。現状を踏まえた法制度や運用の問題を調査し、必要に応じて文化庁、国の機関へ報告、提言することも、県に求められているのではないか。 | 第3章-2-(2)所有者等への支援の中で、市町村や文化財保存活用支援団体と連携して必要な支援を行い、文化財の保護が図られるよう努めてまいります。 |
| 43 | 【第5章】 2 他部局等との 連携協力体制 | 第5章の活用推進体制について、具体的な内容まで示すことはできないか。 | 文化財の保存・活用体制については資料4に文化財担当部局及び関連部局等を記載しておりますが、第5章今後の体制整備方針の中で、民間団体を含めた連携・協働により、人材育成や文化財の保存・活用が図られるよう取り組みます。 |
| 44 | 2 他部局等との 連携協力体制 | 他部局との連携について、教育の充実、観光資源、地域資源としての活用等項目が列挙されていますが、他部局の計画で、どう取り組むのか、既存計画からの引用でも、大綱の中で記述があればもっと具体性がでるのではないか。 | 序章-2大綱の位置づけの中で、本大綱は上位計画である「島根創生計画」に基づき定めたものであることを記載しています。「島根創生計画」では、観光振興や、世界に誇る地域資源の活用、文化財の保存・継承と活用の項で、文化財を地域資源として活用する旨を示しており、本大綱ではこれらの方針に基づいて、他部局と連携した各種の取り組みを進めてまいります。 |
| 45 | 全体 | ・地域社会が高齢化、人口減などで大きく変わる中で、何を残す文化財として捉えるか、地域でまず考えていくことが大切ですが、その気運醸成についての具体的な取組の提示も必要ではないか。 ・文化財保護の気運醸成には長い年月を要するが、住民をその気にさせる外部からの刺激、行政からの声かけ、動機づけ、時には財政支援も不可欠。 | 第2章-1-(2)文化財の研究の推進、第2章-2-(3)担い手・後継者の育成への支援、(4) 地域住民や民間団体との連携の中で、具体的事業に取り組みます。 |
| 46 | 全体 | 大綱を策定することが目的化する事のなきよう、策定後には具体的施策を構築して欲しい。 | 第3章-2-(1)市町村への支援の中で、本大綱に基づいて各市町村において文化財のマスタープラン・アクションプランである文化財保存活用地域計画が作成され、具体的施策を示していけるよう、県が計画作成段階から必要な協力を行ってまいります。 |

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------|---|---|
| 47 | 全体 | 文化財の価値判断について、一般的な学説だけにとられず、地域の価値観も含めて考えて欲しい。 | 第3章-2-(1)市町村への支援の中で、各市町村が作成する文化財保存活用地域計画に各地域固有の文化財の価値や魅力が盛り込まれるよう取り組みます。 |
| 48 | 全体 | 大綱に必要なことは網羅されているが、限られた予算とマンパワーの中で焦点化が必要だと思う。取り組む優先順位と具体的なアクションプランや手立てを明示すべきだと思う。住民には理念や題目ではなく行うことを具体的に示さないと理解されないと思う。 | 本大綱は島根県全体の未指定を含めた文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を示すものとして策定します。文化財の保存・活用に関する具体的な取組方針や優先順位については、各市町村が作成する文化財保存活用地域計画の中で示してまいりますので、県も計画作成段階から必要な協力を行います。(第3章-2-(1)) |
| 49 | 全体 | 官民学の連携を強化することが必要。特に島根大学、山陰中央新報社などに協力を求めることが重要かと思う。 | 第2章-3-(4)学校教育・社会教育との連携や、第4章-3民間団体との連携協力体制の中で、島根大学をはじめとする県内外の大学や民間団体との連携が図られるよう取り組みます。 |
| 50 | 全体 | 大田市では地域計画策定に向けて、全市民に「地域の宝、再発見アンケート」が配布され、文化財の定義を示して、新たな文化財の情報提供を呼びかけ、現在作業が進められている。このような目に見える形で示されることで、文化財への意識も変わる。このような具体的な計画づくりが重要ではないか。 | ご意見のとおり、大田市では既に文化財保存活用地域計画作成に伴い、域内の文化財の悉皆調査が行われ、大きな成果が得られています。今後、その他の市町村でも同様の取組が進められるよう、第3章-2-(1)の中で取り組みます。 |
| 51 | 全体 | 世界遺産を目指す市町村等があれば指導助言、情報提供が、また、県内市町村には世界遺産(全般)の情報提供が必要ではないか。このことは本文に記載して欲しい。 | 3章-2-(1)市町村への支援の中で、世界遺産登録に関する情報提供や必要な指導・助言を行ってまいります。 |
| 52 | 全体 | 古代文化活用委員会で提言されたような、具体的な施策(目標)が見当たらない。今の政治経済状況では苦しいことは理解されるが、長期的な目標でもよいので、県民が夢を持てる施策を打ち出して欲しい。 | 本大綱では、第1章-5-(1)基本理念のとおり、「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」ことを目標とし、基本理念を実現するために、(2)基本方針に掲げる3つの方針に基づき、取組を進めてまいります。 |
| 53 | 全体 | “地域社会総がかり”の前提には、やはり市町村教育委員会の果たすべき使命・責務を再認識する必要があると思う。 | ご意見のとおり、地域の文化財を保存・継承し、地域資源として活用していくためには、市町村の役割が重要と考えます。第3章-2-(1)の中で、市町村が主体的に域内の文化財の保存・活用に取り組んでくれるよう県も支援してまいります。 |
| 54 | 全体 | コロナ禍により博物館、資料館等の活動や無形文化遺産の保存継承に様々な影響が広がっています。こうした事態に対応した新しい取組と支援方策についての記述が必要ではないか。 | 県では新型コロナウイルス感染症対策として、シンポジウムや講座等のオンライン配信や、これまでに記録した無形民俗文化財の動画配信など、自宅でも県内の文化財の価値や魅力などが楽しめる取組を行っています。本大綱でも、第2章-3-(1)や(2)の中で、時代の変化に対応した新たな取り組みを進めることについて記載しております。 |
| 55 | 全体 | 戦争遺跡の保存活用について記述がない。子どもたちの学習から関心が高まり、大人の平和学習へ広がった事例がある。 | ご意見のあった、いわゆる「戦争遺跡」については、その多くの所在や実態を十分に把握できていないため、保存・活用に先立って所在等の調査を行う必要があります。このため、第1章-1-(1)や第2章-3-(2)の中で、市町村とともに調査を進めてまいります。 |
| 56 | 表記 | 公民館という言葉がでていますが、コミュニティセンターになっているところもあります。並記したほうが良いのではないか。 | ご意見を反映して、公民館に「本大綱でいう公民館は、社会教育法第20条の規定に基づく公民館のほか、条例等に基づき設置されたコミュニティセンター等を含む。」の注を48頁に追記しました。 |

| No. | 該当箇所 | ご意見の要旨 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------|---|--|
| 57 | 概要案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国宝松江城の写真を表紙か次のページに掲載してもよいのではないか。 ・ 対象が県民であるならば、全体を通して、少し堅い感じがする。レイアウトやイラストに工夫があるとよい。 ・ 第1章が4つに構成されており分かりづらい。3章は緑ばかりなので、デザインを変更した方がよい。 ・ 「文化財の種類と指定の仕組み」の図中に文字が多いため、重要点を強調してはどうか。 | ご意見を反映して、概要版のデザインを修正します。 |
| 58 | 概要案 | 基本理念の「人々との交流を進める」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。 | 「人々の交流を進める」とは、文化財の調査研究や保存・活用などの活動を通じて、多くの県民が地域の文化財に親しみ、価値や魅力を体感いただくとともに、住民や地域に関わりを持つ人々が相互に連携し、文化財を基軸とした地域活性化を目指していくことを想定しています。 |